

長期使用製品安全点検制度 対応状況

対象製品（特定保守製品）
浴室換気乾燥暖房機

対象外製品
浴室暖房機
脱衣室暖房機

もくじ

1. 2009年4月1日以降製造の製品対応について
 - 取扱説明書の変更
 - 所有者票の同梱
 - 工事説明書の変更
 - 本体への消安法ラベル貼りつけ
 - リモコン・前面パネルへの誘導表示貼付
 - 梱包箱への表示追加
2. 既販品への対応について
 - 対象機種
 - 点検受付窓口
 - 点検基本料金
3. ホームページによる案内について

 高須産業株式会社

2009年3月19日現在

取扱説明書の変更

浴室用換気乾燥暖房機

特定保守製品

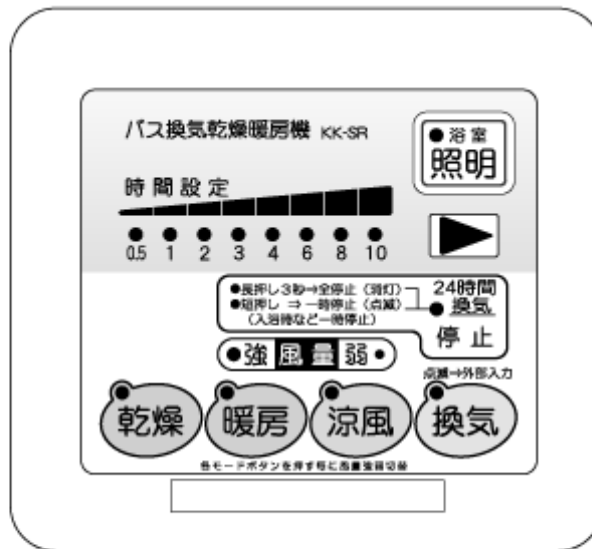
(リモコン KK-SRタイプ)

取扱説明書 (工事説明書・保証書別添付)

お客さま用

KK-SR リモコン

追記



もくじ

Table with 2 columns listing page numbers for sections like '安全上のご注意', '各部の名称', 'リモコン', 'ご使用の前に', '乾燥・暖房・涼風・換気', 'お手入れと点検について', '故障かな?と思ったら', '仕様', '保証とアフターサービス', '長期使用製品安全点検制度について', '保証書'.

- このたびは、浴室用換気乾燥暖房機をお買いあげいただき、まことにありがとうございます。
■ご使用の前に、この「取扱説明書」と添付の「工事説明書」「保証書」を必ずよく読み、十分に理解した上で正しくお使いください。
■お読みになったあと大切に保存し、必要などきにお読みください。

特定保守製品であることの説明追記

販売店名}などの記入を確かめて、大切に保存しておいて... 上の注意」は必ずお読みください。... かった場合、製品の故障および事故について当社は責任を負います。...ので、あらかじめご了承ください。

お買い上げいただきました製品は、消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は消安法上、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。

「特定保守製品」の所有者は、製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)に対して、所有者情報を提供する責務が定められています。同梱されている所有者票を送付することなどにより、この製品の特定製造事業者等に所有者登録することをお願いいたします。

この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。24ページに記載の長期使用製品相談窓口の所有者登録係へ速やかに連絡をお願いいたします。

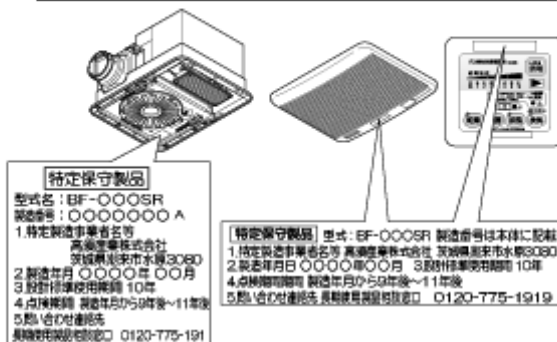
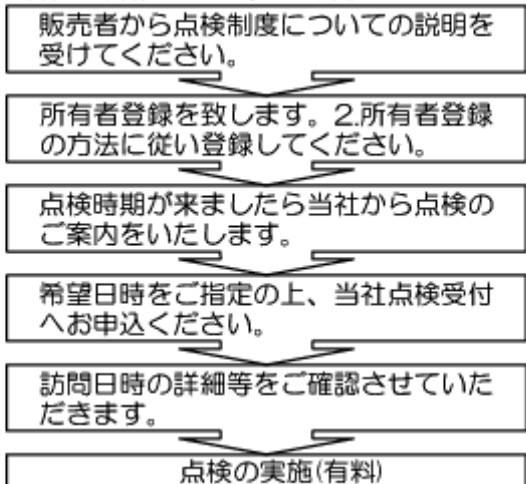
法定点検制度に関する説明と点検のお願い、所有者登録のしかた

長期使用製品安全点検制度

1. 消費生活用製品安全法による特定保守商品とは

- 1) 本製品は、消費生活用製品安全法（消安法）で指定された特定保守商品です。
- 2) 特定保守製品とは、「長時間の使用に伴い生じる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況からみてその適切な保守を促進することが適当なもの」として政令で定められた製品です。
- 3) 本製品の設計標準使用期間は10年です。設計標準使用期間を超えてご使用された場合、部品等の経年劣化による発火・けが等の重大事故にいたるおそれがあります。
- 4) 製品を安全にお使いいただくために、製品に表示された点検期間内に、法律で定められた点検を受けていただく必要があります。
- 5) 点検をお受けいただくために、必ず所有者登録をおこなってください。所有者登録は、下記の登録方法のいずれかにより所有者情報を登録してください。また、転居による住所変更や所有者（入居者）が変更になるなどにより所有者情報内容に変更が生じた場合もご連絡をしてください。（連絡をいただけない場合、点検案内通知が届かない場合があります。）
※所有者情報の変更のご連絡は消安法第32条の8第2項に基づく責務です。
- 6) 所有者登録をさせていただきますと、点検をお受けいただく時期に当社から点検のご案内を送付いたしますので、ご案内のとおり点検をお受けください。
- 7) 点検期間の表示について
特定保守製品には、所有者票と機器本体に特定保守製品・型式・特定製造事業者等名・製造年月・製造番号・設計標準使用期間・問い合わせ連絡先を表示することになっています。所有者票あるいは機器本体に上記項目が表示されていますので確認ください。

【所有者情報のご登録から点検までの流れ】



2. 所有者登録（必ず登録してください）

- 1) 所有者登録は、下記によるいずれかの方法で登録してください。
 - ・所有者票（返信はがき）でのご登録
所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信してください。
インターネット、携帯電話、電話、FAXからご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。
 - ・インターネットでのご登録
<http://www.takasu-tsk.com>へアクセスし、「お客様登録」の画面案内にしたがって登録してください。
 - ・電話でのご登録
長期使用製品相談窓口 所有者登録係 0120-775-191（無料）へご連絡ください。
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
受付時間 ● 午前9:00～午後5:00（土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く）
※お電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。
 - ・FAXでのご登録
長期使用製品相談窓口 所有者登録係 0299-67-5120へ返信してください。
- 2) 所有者登録の情報に変更があった場合、この製品の製造事業者に変更の連絡をすることが求められています。引越など所有者情報に変更がありましたら、速やかに長期使用製品相談窓口 0120-775-191（無料）までご連絡ください。
ご連絡いただかない場合、法定点検やリコール等の製品安全に関するお知らせが正しく届かないことがあります。
- 3) 登録いただいたお客さま情報は、消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、任意点検、リコール等の製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

設計標準使用期間の設定について

長期使用製品安全点検制度

3. 設計標準使用期間



本製品の設計標準使用期間は10年です。
設計標準使用期間を超えてご使用された場合、部品等の経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。
点検期間内に法律で定められた点検（有償）をお受けください。

- ※1 設計標準使用期間は、運転時間や温湿度など以下の標準的な使用条件の下で、適切な取扱で使用し、適切な維持管理が行われた場合に、製造した年月から安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として、設計上設定される期間です。
- ※2 設計標準使用期間は、消費生活用製品安全法で規定された設定基準に基づき算出された数値で、無償保証期間とは異なります。また、偶発的な故障を保証するものでもありません。

4. 設計標準使用期間の算定根拠

1) 設計標準使用期間は、以下の標準的な使用条件に基づき算出されています。

| 区分 | 項目 | 条件 |
|---|----------|---|
| 環境条件 | 電圧 | 単相100V |
| | 周波数 | 50Hz/60Hz |
| | 温度 | 20℃ |
| | 湿度 | 65% |
| | 設置 | 製品の工事説明書による標準設置 |
| 負荷条件 | 負荷 | 製品の取扱説明書による定格負荷 (浴室の広さ、乾燥する衣類の量) |
| 想定時間 | 1年間の使用時間 | 換気時間 8,458時間/年 (常時換気、ただし暖房時間を除く) 乾燥時間 650時間/年 暖房時間 302時間/年 |
| 注記) 環境条件の温度20℃、湿度65%は、JIS C 9603の試験条件を参考としている | | |

- ※1 標準的な使用条件は、日本電機工業会自主基準 HD-116-3 にて定められています。
- ※2 標準的な使用条件を超える使用頻度や異なる使用環境などでお使いいただいた場合は、設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起きる可能性があります。この場合、製品に表示されている点検期間よりも早期に点検を依頼してください。
点検期間については 長期使用製品相談窓口 0120-775-191（無料）までご相談ください。
- ※3 本体の目的以外の用途や業務用に使われた場合、記載の設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起き、重大事故に至るおそれが高くなります。このようなご使用はおやめください。

法定点検に関するお知らせと日常のお手入れのお願い

長期使用製品安全点検制度

5. 点検の実施

1) 点検期間が近づきましたら、所有者登録をいただいたご住所に、当社より点検のご案内を送付いたしますので、点検期間内に点検をお受けください。

※点検は有償になります。点検料金は、技術料、出張料、および駐車料金等その他の経費の合計となります。

点検料金の設定基準等の詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.takasu-tsk.com>

※点検は、消費生活用製品安全法で規定された点検基準に基づき、点検時点での製品が点検基準に適合しているかどうかの確認を行うものであり、その後の安全を保証するものではありません。

※点検には整備等は含まれません。点検の結果、整備が必要となった場合は、別料金にて承ります。

6. 整備用部品の保有期間

1) 整備用部品とは、点検の結果、点検基準に満たない部分を修繕するための部品です。

2) 整備用部品の保有期間は、製造終了後13年です。

※整備用部品は、補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）とは異なります。補修用性能部品の保有期間は製造終了後6年です。

7. 点検に関するご相談窓口

1) 点検についてのお問い合わせやご相談は下記窓口へご連絡ください。

長期使用製品相談窓口

《電話でのお問い合わせ先》 フリーダイヤル（無料）

0120-775-191

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※お電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

受付時間 ●午前9:00～午後5:00

（土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く）

8. 日常のお手入れについて

1) 安全にお使いいただくために、日常的に清掃や安全点検を行ってください。

2) 13ページのお手入れについて及び下記愛情点検の内容を参照してください。

※ご使用中に下記のような症状がないか確認をしてください。

愛情点検



☆長年ご使用の浴室換気乾燥暖房機の点検を！

ご使用の際
このようなことは
ありませんか。

- 運転開始後回転音が不規則に聞こえたり回転しない。
- 運転中に異常音や振動がする。
- 異臭がする。
- その他の異常を感じる。



使用中止

このような症状のときは、
使用を中止し、故障や事故
の防止のため、電源を切り、
必ずお買い上げの販売店に
点検・修理を依頼してください。

所有者票の添付

袋に入れ前面パネルにテープ貼り

料金受取人私郵便
潮来支店承認

郵便はがき

3 1 1 2 4 9 0

(受取人)

茨城県潮来市水原3080
高須産業株式会社

所有者登録係 行



特定保守製品

- 製品名 浴室換気乾燥暖房機(浴室用電気乾燥機)
- 型式 BF-811RX 製造番号:○○○○○○
- 特定製造事業者等名 高須産業株式会社
茨城県潮来市水原3080
- 製造年月 2009年4月
- 設計標準使用期間 10年
- 点検期間 2017年10月~2020年9月
- 問合せ連絡先 高須産業(株)長期使用製品相談窓口
所有者登録係 0120-775-191

販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄

販売事業者:
電話番号:() —
説明年月日: 年 月 日

お客様控え所有者票

■お客様へ(法定説明事項)

- お買い上げいただきました製品は、平成21年4月1日施工の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。
- この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。
 - この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の特定製造事業者等に所有者登録することが求められています。
 - この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の特定製造事業者等から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。
 - この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。表面に記載の所有者登録窓口へ速やかに連絡をお願いいたします。
 - 所有者登録のため、この製品の所有者から、所有者票をお渡しいただくなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行するなどの方法によって、この製品の特定製造事業者等に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ

- 販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。
- 販売事業者は、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付または裏面の登録方法などによって、この製品の特定製造事業者等に速やかに提供してください。

販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄

販売事業者:
電話番号:() —
説明年月日: 年 月 日

この所有者票はおお客様の控えとなります。
取扱説明書とともに大切に保管してください。

お客様控え所有者票

■所有者登録の方法

所有者票、インターネット、携帯電話、電話、FAXのいずれかよりご登録ください。

・所有者票(返信はがき)での登録

所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信してください。インターネット、携帯電話、電話、FAXからご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。

・インターネットでの登録

http://www.takasu-tsk.comへアクセスし、「お客様登録」の画面案内にしたがって登録してください。

・電話での登録

長期使用製品相談窓口 所有者登録係 0120-775-191(無料)へご連絡ください。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
受付時間 ●午前9:00~午後5:00
(土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く)

・FAXでの登録

所有者登録係 0299-67-5120へ返信してください。

■転居等により登録いただいた内容に変更が生じた場合は、所有者登録情報の変更が必要となりますので、下記までご連絡ください。

・所有者登録窓口 0120-775-191

■登録いただいた情報は消費生活用製品安全法、個人情報保護法および当社規定により適切に管理し、法定点検のお知らせと実施、その他製品安全に関するお知らせ(製品の保守・買い替え・廃棄に関するご案内)をする場合以外には使用致しません。

■法定点検についてのお問合わせは、下記連絡先までご連絡ください。

またホームページには、法定点検に関するご案内をしております。
高須産業(株)長期使用製品相談窓口 0120-775-191
ホームページ http://www.takasu-tsk.com

特定保守製品

- 製品名 浴室換気乾燥暖房機(浴室用電気乾燥機)
- 型式 BF-811RX 製造番号:○○○○○○
- 特定製造事業者等名 高須産業株式会社
茨城県潮来市水原3080
- 製造年月 2009年4月
- 設計標準使用期間 10年
- 点検期間 2017年10月~2020年9月
- 問合せ連絡先 高須産業(株)長期使用製品相談窓口
所有者登録係 0120-775-191

所有者票(返信用)

お客様記入欄

- ※印箇所は消費生活用製品安全法で定められる記入必須事項です。
- 物件管理会社様へ点検通知を送付ご希望の場合は②も記入してください。
- お客様記入欄には「個人情報保護シート」を貼付してご返信ください。

①特定保守製品所有者情報

| | | | |
|---------------|-----------------|--------|-------|
| フリガナ | | | |
| ※お名前 | | | |
| ※法定点検通知等送付先住所 | 〒 | — | 都道府県 |
| | 市 | 区部 | |
| | アパート・マンション名 | 部屋番号 | 号室 |
| 電話番号 | — | FAX番号 | — |
| 携帯番号 | — | E-mail | アドレス: |
| ※法定点検等通知方法 | 郵送による通知のみになります。 | | |

次欄に製品ご使用の住所をご記入ください。

□上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記口にチェックを入れてください。

| | | | |
|----------|-------------|------|------|
| ※製品の所在場所 | 〒 | — | 都道府県 |
| | 市 | 区部 | |
| | アパート・マンション名 | 部屋番号 | 号室 |

- 次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらの住所にご送付いたします。

②物件管理会社情報

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 法人名称 | | | |
| 所在地 | 〒 | — | 都道府県 |
| | 市 | 区部 | |
| | 建物名称 | | |
| 電話番号 | — | FAX番号 | — |

●販売事業者からの説明について

表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? □にチェックを入れてください。

はい いいえ

下記内容を追記します。

- 1) 本製品は、消費生活用製品安全法（消安法）で指定された特定保守商品です。
- 2) 特定保守製品とは、「長時間の使用に伴い生じる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況からみてその適切な保守を促進することが適当なもの」として政令で定められた製品です。
- 3) 消費生活用製品安全法にて、特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）に対して、所有者情報を提供する責務（消費生活用製品安全法第32条の8第1項）が定められています。

【施工業者様へ】

- 本体と前面パネルと所有者票の製造年月を合わせるため下記の確認を行って設置工事をお願いします。
 - 1) 本体ラベル、前面パネルと所有者票の「品番」が同じであること
 - 2) 本体ラベルと所有者票の「製造番号」が同じであること
 - 3) 本体ラベル、前面パネルと所有者票の「製造年月」が同じであること
- 所有者票は前面パネルにテープで貼付けてあります。設置工事が完了するまで前面パネルに貼付けたままにして置いてください。

特定保守製品

型式：BF-000SR
製造番号：0000000 A

1. 特定製造事業者等名
高須産業株式会社
茨城県潮来市水郷3080

2. 製造年月 0000年00月

3. 設計標準使用期間 10年

4. 点検期間 製造年月09年後～11年後

5. 問合せ連絡先
長期使用製品相談窓口 0120-775-191

特定保守製品

型式：BF-000SR 製造番号は本体に印刷

1. 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 茨城県潮来市水郷3080

2. 製造年月日 0000年00月 3. 設計標準使用期間 10年

4. 点検期間 製造年月09年後～11年後

5. 問合せ連絡先 長期使用製品相談窓口 0120-775-191

特定保守製品

1. 製品名 浴室換気乾燥機能機（浴室用電気乾燥機）

2. 型式 BF-000SR 製造番号：0000000 A

3. 特定製造 高須産業株式会社

事業者等名 茨城県潮来市水郷3080

4. 製造年月 0000年00月

5. 設計標準使用期間 10年

6. 点検期間 製造年月の9年後～11年後

7. 問合せ連絡先 高須産業（株）長期使用製品相談窓口
所有者登録係 0120-775-191

所有者票の貼付位置

（図）

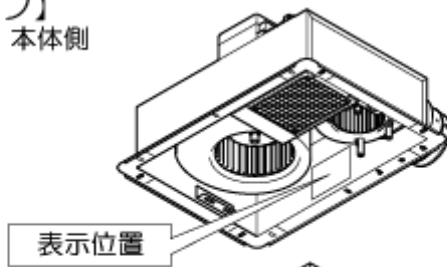
- 別添付の取扱説明書は所有者用ですので、必ず所有者にお渡しください。

【販売事業者様へ】

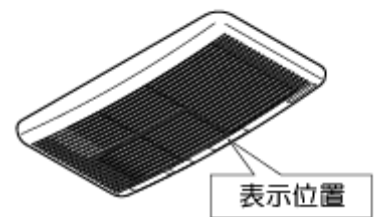
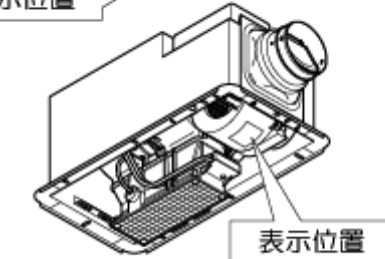
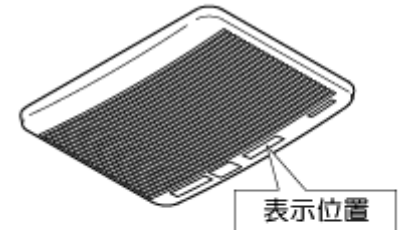
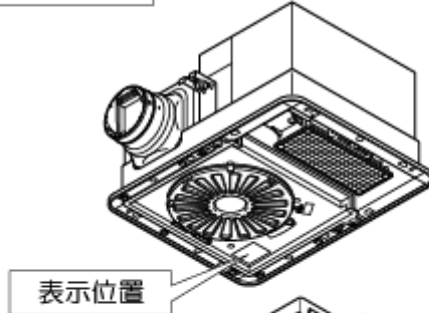
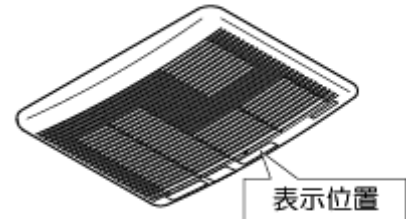
- 付属の取扱説明書と所有者票（前面パネルに貼付）は、所有者（消費者、賃貸業者）に必ずお渡しください。
- 前面パネルラベルと所有者票に記載されている「型式」、「製造年月」が違わないように所有者にお渡しください。
- 所有者（消費者、賃貸業者）に所有者票に記載されている法定説明事項をご説明いただく義務（消費生活用製品安全法第32条の5第1項）と、所有者登録にご協力いただく責務（消費生活用製品安全法第32条の8第3項）が定められていますので、ご協力をお願いします。

【天井埋め込み型タイプ】

本体側

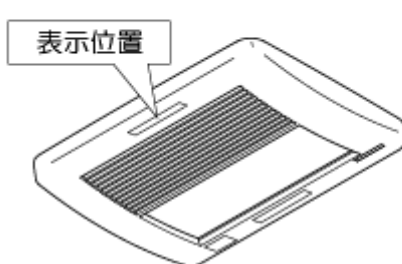
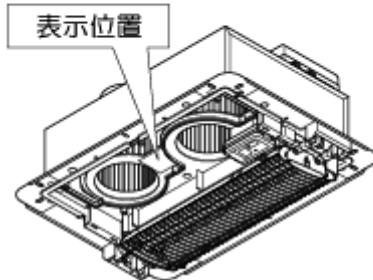


前面パネル側



本体側表示シール

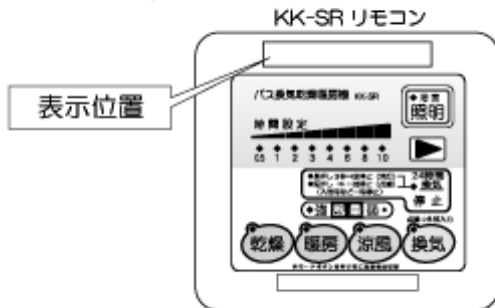
| | |
|------------------------------------|-------------|
| 特定保守製品 | 型式 BF-512SR |
| 製造番号：09040001 A | |
| 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 茨城県潮来市水原3080 | |
| 製造年月 2004年 4月 | |
| 設計標準使用期間 10年 | |
| 点検期間 2013年10月~2015年10月 | |
| 問合せ連絡先 長期使用製品相談窓口 0120-775-191 | |
| AC100V 50/60Hz | |
| 1420/1430W <i>Takas</i> | |
| ヒーター用温度ヒューズ 91℃ | |
| 高所取付用 MEDE IN JAPAN | |
| 消防法 設置基準適合“細込形” | |



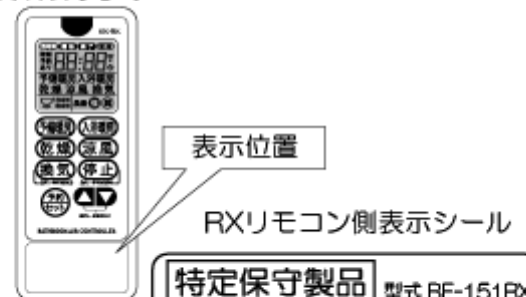
前面パネル側表示シール

| | | |
|--|-------------|--------------|
| 特定保守製品 | 型式 BF-511SR | 設計標準使用期間 10年 |
| 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 問合せ連絡先 0120-775-191 | | |
| ※製造年月、製造番号、点検期間、製造事業者住所等は本体に記載 | | |

リモコン側



KK-RX リモコン



RXリモコン側表示シール

SRリモコン側表示シール

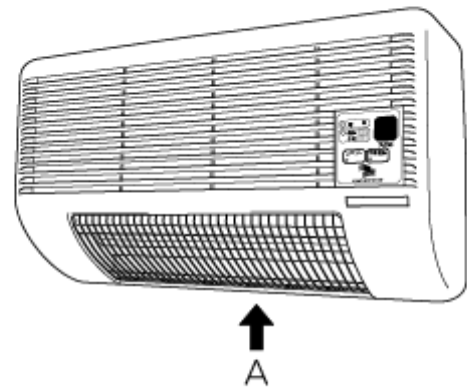
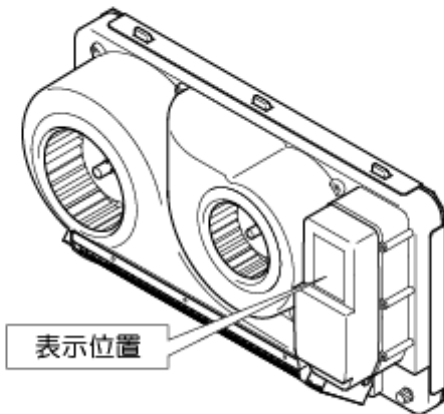
| | | |
|--|-------------|--------------|
| 特定保守製品 | 型式 BF-511SR | 設計標準使用期間 10年 |
| 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 問合せ連絡先 0120-775-191 | | |
| ※製造年月、製造番号、点検期間、製造事業者住所等は本体に記載 | | |

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 特定保守製品 | 型式 BF-151RX |
| 設計標準使用期間 10年 | |
| 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 | |
| 問合せ連絡先 0120-775-191 | |
| ※製造年月、製造番号、点検期間、製造事業者住所等は本体に記載 | |

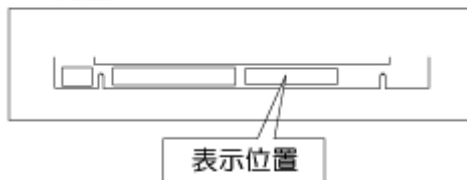
【壁面取付型タイプ】

本体側

前面パネル側



A見図



本体側表示シール

| | |
|---------------------------------------|-------------|
| 特定保守製品 | 型式 BF-811RX |
| 製造番号：09040001 A | |
| 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 茨城県潮来市水原3080 | |
| 製造年月 2004年 4月 | |
| 設計標準使用期間 10年 | |
| 点検期間 2013年10月~2015年10月 | |
| 問合せ連絡先 長期使用製品相談窓口 0120-775-191 | |
| AC100V 50/60Hz (PS) E | |
| 1255/1260W <i>Tokai</i> | |
| ヒーター用温度ヒューズ 91℃ | |
| 高所取付用 MEDE IN JAPAN | |
| 消防法 設置基準適合 "縦込形" | |

前面パネル側表示シール

| | | |
|--|-------------|--------------|
| 特定保守製品 | 型式 BF-811RX | 設計標準使用期間 10年 |
| 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 問合せ連絡先 0120-775-191 | | |
| ※製造年月、製造番号、点検期間、製造事業者住所等は本体に記載 | | |

リモコン側

KK-RX リモコン



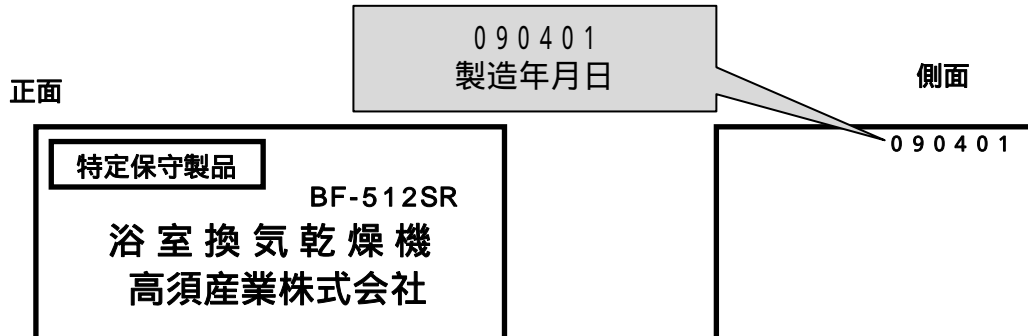
RXリモコン側表示シール

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 特定保守製品 | 型式 BF-811RX |
| 設計標準使用期間 10年 | |
| 特定製造事業者等名 高須産業株式会社 | |
| 問合せ連絡先 0120-775-191 | |
| ※製造年月、製造番号、点検期間、製造事業者住所は本体に記載 | |

【梱包箱側面】

特定保守製品

上記「特定保守製品」であることを、型式印刷面に追記



2009年4月1日以降製造分は「特定保守製品」です。
製造年月日の早い製品から出荷をお願いします。

2. 既販品への対応

法の施工前に製造された製品については、法律による点検義務はありませんが、お客様からご依頼があれば、法に準じた点検を有料にてお受け致します。

1. 点検受付窓口

高須産業株式会社 長期使用製品相談窓口
 《お問い合わせ連絡先》 フリーダイヤル（無料）
0120-775-191
 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ※お電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。
 受付時間 ● 午前9:00～午後5:00（土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く）

2. 対象機種

2009年3月31日以前に製造された製品。
対象型式の確認はホームページにて検索できます。

2009年4月1日よりホームページ運用開始予定

3. 点検料金

点検料金 = 技術料 + 出張料 + 交通費 + その他経費（修理交換部品代等）

4. 既販品の販売

法施行の前後で、同一品番の製品でシールの有無が市場に混在することが考えられますが、性能の差はまったくございません。
従来品（シール無し）の販売も可能です。

対応2009年4月1日より

下記内容を案内予定

- 1 . 改正消費生活用製品安全法の概要説明
- 2 . 特定保守製品における所有者様の役割と登録までのステップ
- 3 . 特定保守製品における取引事業者様の役割説明
- 4 . 点検対象製品一覧
- 5 . 既販品（2009年3月31日以前に生産した商品）一覧
- 6 . 長期使用製品安全点検制度についての説明
- 7 . もっと詳しく知りたい方は、
経済産業省のホームページ

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html